



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 竹内 章  
(コード番号 5711 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 広報・IR 部 課長 佐々木直哉  
(電話番号 03 - 5252 - 5206)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日に開催を予定している当社第 91 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）に、株式併合に係る議案並びに単元株式数及び発行可能株式総数の変更等に係る定款変更議案を上程することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1．単元株式数の変更

1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一するため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、かかる趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 100 株に変更するものであります。

2) 変更の内容

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記 2．に記載の株式併合に係る議案並びに下記 3．に記載の単元株式数及び発行可能株式総数等の変更に係る定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本年 10 月 1 日をもって効力発生するものといたします。

2．株式併合

1) 併合の目的

上記 1．に記載の単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持するため、東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）も考慮し、当社株式について 10 株を 1 株に併合（以下「本株式併合」といいます）するとともに、本株式併合の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を 34 億株から 3 億 4 千万株に変更するものであります。

## 2) 併合の内容

|              |   |
|--------------|---|
| 併合する株式の種類    | 普通株式  |
| 併合の割合        | 本年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。 |
| 併合後の発行可能株式総数 | 340,000,000株(併合前 3,400,000,000株)                                    |
| 併合により減少する株式数 |   |

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 併合前の発行済株式総数(平成28年3月31日現在) | 1,314,895,351株 |
| 併合により減少する株式数              | 1,183,405,816株 |
| 併合後の発行済株式総数               | 131,489,535株   |

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」及び併合の割合から算出した理論値であります。

併合により減少する株主数

(平成28年3月31日現在)

|       | 株主数(割合)           | 所有株式数(割合)               |
|-------|-------------------|-------------------------|
| 10株未満 | 4,246名(3.88%)     | 11,780株(0.00%)          |
| 10株以上 | 105,133名(96.12%)  | 1,314,883,571株(100.00%) |
| 合計    | 109,379名(100.00%) | 1,314,895,351株(100.00%) |

本株式併合の結果、10株未満の株式を所有されている株主様4,246名(その所有株式数の合計は11,780株)が株主たる地位を失うこととなります。

### 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

## 3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案並びに下記3.に記載の単元株式数及び発行可能株式総数等の変更に係る定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本年10月1日をもって効力発生するものいたします。

## 3. 定款一部変更の件

### 1) 変更の理由

当社は、平成12年に執行役員制度を導入して以来、取締役及び執行役員のなかから各部門の業務執行を統括する者を定めた上で、取締役社長が業務執行全般を統理する体制をとっております。

今般、グローバル競争力を強化するため業務執行体制の機動性の向上を図るとともに、業務執行体制の明確化を図るため、当社定款を変更するものであります。

また、併せて、上記1.及び2.に記載のとおり、単元株式数及び発行可能株式総数を変更するものであります。

2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 この会社の発行可能株式総数は、<u>34億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 この会社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が、取締役会の決議に基づいて招集し、議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 この会社の発行可能株式総数は、<u>3億4千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 この会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(株主総会の招集者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が、取締役会の決議に基づいて招集する。取締役社長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p><u>2 株主総会は、取締役社長が議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。取締役社長が欠員のときは、社長執行役員が議長となる。社長執行役員に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第4章 取締役、<u>取締役会及び執行役員</u></p> |

(代表取締役及び役付取締役)  
第 24 条 この会社に、取締役社長 1 名を置く。

2 取締役社長は、取締役会の決議によって定め、代表取締役とする。

3 この会社に、取締役会長 1 名、取締役副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。

4 取締役会長、取締役副社長及び常務取締役は、取締役会の決議によって定める。

5 前項の役付取締役の中から、取締役会の決議によって代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)  
第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に差支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(新設)

第 30 条 ~ 第 45 条 (省略)

(新設)

(代表取締役及び役付役員)  
第 24 条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議によって取締役社長または社長執行役員 1 名を定め、取締役社長は代表取締役とする。

3 取締役会の決議によって取締役会長 1 名を定めることができる。

(削除)

(削除)

(取締役会の招集者及び議長)  
第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に差支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(執行役員)

第 30 条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。

第 31 条 ~ 第 46 条 (現行定款第 30 条 ~ 第 45 条のとおり)

附則

第 5 条及び第 7 条の変更は、平成 28 年 10 月 1 日をもって有効とし、本附則は、同日をもってこれを削除する。

### 3) 変更の条件

本定時株主総会において、本定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。但し、第5条（発行可能株式総数）及び第7条（単元株式数）の変更は、本定時株主総会において、上記2.に記載の株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本年10月1日をもって効力発生するものいたします。

### 4. 主要日程

|       |     |        |                                     |
|-------|-----|--------|-------------------------------------|
| 平成28年 | 5月  | 12日(木) | 取締役会決議日(株主総会の招集を決定)                 |
| 同     | 6月  | 29日(水) | 第91回定時株主総会<br>定款一部変更の効力発生日          |
| 同     | 9月  | 27日(火) | 1,000株単位での売買最終日                     |
| 同     | 9月  | 28日(水) | 100株単位での売買開始日                       |
| 同     | 10月 | 1日(土)  | 単元株式数及び発行可能株式総数の変更並びに<br>株式併合の効力発生日 |
| 同     | 10月 | 下旬     | 株式併合割当通知発送開始                        |
| 同     | 12月 | 月上旬    | 端数処分代金支払開始                          |

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生は平成28年10月1日の予定ですが、株式売買後の振替手続の関係から、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更となる日は、平成28年9月28日であります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

**Q 1 . 単元株式数の変更、株式併合とは何ですか？**

A 1 . 単元株式とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数をいい、今回当社では、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとしております。

また、株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることをいい、今回当社では、10 株を 1 株に併合することとしております。

**Q 2 . 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？**

A 2 . 全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一するため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、かかる趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を、100 株に変更するものです。

また、東京証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（売買単位当たりの投資金額）を「5 万円から 50 万円まで」としております。現状の当社株価の水準から、単に当社の単元株式数を 100 株にした場合、望ましい投資単位とならない可能性があること等から、併せて株式併合を実施するものです。

**Q 3 . 所有株式数と議決権数はどうなりますか？**

A 3 . 株式併合後の株主様のご所有株式数は、本年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。それぞれ具体的には次のとおりとなります。

|   | 効力発生前   |      | 効力発生後 |      |         |
|---|---------|------|-------|------|---------|
|   | 所有株式数   | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式相当分 |
| 例 | 1,000 株 | 1 個  | 100 株 | 1 個  | なし      |
| 例 | 500 株   | なし   | 50 株  | なし   | なし      |
| 例 | 2,222 株 | 2 個  | 222 株 | 2 個  | 0.2 株   |
| 例 | 9 株     | なし   | 0 株   | なし   | 0.9 株   |

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合（上記の例 ・ のような場合）は全ての端数株式を当社が一括して処分します。端数株式が生じた株主様に対しては、端数の割合に応じて、その代金をお支払させていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が9株以下の場合（上記例のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主たる地位を失うこととなります。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくは口座を開設されている証券会社にお問い合わせ下さい。

#### **Q4．株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか？**

A4．株式併合を実施しても、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上、株式数は10分の1になるものの、1株当たり純資産額は10倍となりますので、資産価値に変動はありません。

株式併合後の株価につきましても、理論上、株式併合前の10倍になります。

#### **Q5．配当金への影響はないのですか？**

A5．株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株当たりの配当金額を設定させていただく予定としておりますので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、平成29年3月期の配当予想につきましては、平成28年5月12日に公表しております。

#### **Q6．株主優待制度はどうなりますか？**

A6．当社の株主優待制度につきましては、ご所有株式数に係わらず全ての株主様にご利用いただけるものとしております。従いまして、本株式併合により株主たる地位を失う場合（効力発生前のご所有株式数が9株以下の場合）を除き、株主様には、株式併合後もこれまで同様に株主優待制度をご利用いただけます。

#### **Q7．株主は何か手続をしなければなりませんか？**

A7．特段のお手続きの必要はありません。

**Q 8 . 端数株式を生じないようにする方法はありますか？**

A 8 . 本株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続き等は、口座を開設されている証券会社または末尾の株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

**Q 9 . 今後のスケジュールはどうなりますか？**

A 9 . 今後の具体的なスケジュールは以下を予定しております。

|         |      |          |                                     |
|---------|------|----------|-------------------------------------|
| 平成 28 年 | 5 月  | 12 日 (木) | 取締役会決議日 (株主総会の招集を決定)                |
| 同       | 6 月  | 29 日 (水) | 第 91 回定時株主総会                        |
| 同       | 9 月  | 27 日 (火) | 1,000 株単位での売買最終日                    |
| 同       | 9 月  | 28 日 (水) | 100 株単位での売買開始日                      |
| 同       | 10 月 | 1 日 (土)  | 単元株式数及び発行可能株式総数の変更並びに<br>株式併合の効力発生日 |
| 同       | 10 月 | 下 旬      | 株式併合割当通知発送開始                        |
| 同       | 12 月 | 上 旬      | 端数処分代金支払開始                          |

**【株主名簿管理人】**

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-232-711

受付時間：平日 9：00 - 17：00